

## 仙台市市民持込み食品等放射性物質簡易測定 Q&A

(平成 29 年 4 月 26 日現在)

Q 身分を証明するものとはどんなものですか。

A 運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・健康保険証・年金手帳・社員証・学生証などのお名前と住所のわかるものです。

Q 食材の前処理とはどのようにするのですか。

- A
1. 食材をよく洗って、泥などの汚れを落としてください。泥などがついていると正確な測定ができません。
  2. 皮をむいたり、種や骨を取り除き、実際に食べる部分（可食部）だけにします。
  3. 可食部を細かくみじん切りにします。（肉や魚はミンチ状にします。）  
\*目安としては、ひきわり納豆やひき肉ぐらいの状態です。
  4. 乾燥させたものは食べる時の状態に戻してから、みじん切りにしてください。
  5. 測定には 500ml 容器に隙間なく入る量が必要となります。食品の量が少ないと正確な測定ができません。
  6. 飲料水は 1ℓ 以上をきれいに洗ったペットボトルなどに入れてお持ちください。（井戸水の場合は、3 日以上汲み置きにしたものをお持込みください）

※詳しくはホームページの「持込み食材前処理の仕方」を参照してください。

Q みじん切りができないので、ミキサーなどを使っていいですか。

A 問題ありません。ただし、きれいに洗浄して、ほかの物が混ざらないようにして下さい。

Q なぜ、みじん切りにするのですか。

A より正確に測定をするためには一定の量と十分な重さが必要です。測定容器に詰めたととき、隙間が多いと重さは軽くなってしまいます。そのため、できるだけ細かくして隙間を少なくしてください。葉物野菜などは隙間がしやすいので、より細かく前処理をしていただいた方が測定の誤差は減らせます。

Q 事前予約は必要ですか。（直接持ち込みたいのですが。）

A 1 測定あたり、一定の時間がかかることから、あらかじめ日時を指定し、調整させていただきます。

Q 仙台市以外に住んでいる人が測定を受けることはできますか。

A この事業は、仙台市にお住まいの方を対象にしておりますので、市外の方は、お住まいの市町村にお問い合わせいただきますようご協力をお願いします。

Q 測定に料金はかかりますか。

A 測定は無料ですが、郵送を希望する場合は、結果をお知らせする返信用封筒（あて先を記入し、必要金額の切手を貼ったもの）をご用意ください。

Q 「不検出」とは、放射性物質がないということですか。

A 測定する機器の性能上、測ることができる最小の数字には限界があります。これは検出下限値といわれますが、この下限値以下ということであり、0（ゼロ）を証明するものではありません。

Q なぜ売っているもの（流通品）を測定しないのですか。

A 流通品は食品衛生法により、下記のように管理されております。今回の事業は、この対象外の個人の自家消費用の野菜などを対象としています。

- 生産・流通の各段階で検査を実施しています。
- 農産物・水産物などは厚生労働省のガイドラインを踏まえ、出荷前の段階で確認しています。
- 加工食品などの流通食品は、宮城県で計画的に検査を実施しています。
- 食品事業者も製品を自主検査しています。

Q 持込んだ食品はどうなりますか。

A お持帰りをお願いします。

Q 測定できる（測定対象）食品等とはなんですか。

A 家庭菜園で収穫した野菜（自家製の野菜や果物で作ったジュースも含みます。）、採取してきた山菜やきのこ、釣ってきた魚、捕獲した鳥獣などで、販売や出荷をせず、自家消費（自分たちで食べるため）のものが対象です。

流通品（スーパーなどで買ってきたもの）は対象外としています。

飲料水は、井戸水や自分で汲んできた湧き水などです。

Q どこで採（獲）れた食材でもいいですか。

A 測定できる（測定対象）食品であれば、市内、市外の産地の指定はありませんが、申請書の欄に産地の記入をお願いします。

Q 食品以外のものは測定してもらえないのですか。

A この測定事業は、測定希望の多い自家消費野菜等の測定を行って、お知らせすることを目的としていますので、当面は食品（飲料水は含む。）以外のものはご遠慮いただいております。

Q 申請書はどこにありますか

A 各区役所・総合支所の測定受付窓口または市ホームページから入手できます。

Q 予約した申請日は変更できますか。

A 変更を希望する日時が空いていれば可能ですが、より多くの方が測定できるよう、変更を希望する場合はできるだけ早い連絡をお願いします。

Q 同意事項に同意しなかった場合、署名を拒んだ場合は、受付できませんか。

A 後日のトラブル防止の観点からも、同意は必要であり、同意していただいた場合は、自筆の署名が必要です。

Q 同意事項の署名欄はチェックではダメなのですか。

A 申請者本人の同意を得たと確認を取るために、自筆の署名をお願いします。

Q 窓口への食品の持込み時間を教えてください。

A 予約時にお知らせした時間となります。

Q 予約はどのようにするのですか。

A 事前予約制で翌日以降の測定について予約ができます。

測定を希望する区役所・総合支所の受付窓口で直接、または電話で予約して下さい。予約時間は平日の午前9時から正午まで、午後は13時から16時30分までです。持込む食品の前処理の方法や必要事項をお聞きしますので、少々お時間をいただきます。

Q 食品（飲料水）の量は少なくとも測定できますか。

A 測定は可能ですが、検出下限値が高くなり、誤差の多い不正確なものとなりますので、規定量(食品は前処理した状態で500ml以上、水は1ℓ以上)をお持込みください。

Q 食品を持込む入れ物は何でもいいですか。

A 必要量が入るきれいなビニール袋に入れて下さい。飲料水は、きれいに洗ったペットボトルなどに入れてください。

Q 食品を持込むのは代理者でもよいですか。

A 原則として、予約された本人が申請者として窓口へ来ていただくようお願いします。

やむを得ず代理の方が来庁されるときは、どなたの代理かわかるように（予約した名前・住所・食品などが記載できるように）してください。この際、申請書の名前、身分を証明するもの、同意事項の証明は代理の方で結構です。

Q 宮城県と仙台市のホームページで測定結果を公表すると聞きましたが、どのような内容を公表するのですか。

A 個人の名前や住所などの情報は掲載しません。測定結果、食品を採取した場所(宮城県内の場合は市区町村名、県外の場合は県名まで)、採取年月日・測定年月日などを掲載しています。

Q 井戸水を持込む際に注意することは何ですか。

A 井戸から汲み上げて3日程度置いてから、きれいに洗った容器(ペットボトルなど)に10以上入れてお持ち込み下さい。(自然由来の放射性物質を検出する場合があるため。)

Q 検出下限値を下げられないのですか。

A 下限値は食品の量(密度)と測定時間で変わります。限られた時間の中で測定することから、適正な量がないと下限値も高めになります。

Q 持込む量が少ないと、誤差が大きくなるとはどういうことですか。

A この場合の誤差とは、検出下限値の数値が大きくなることをいいます。

Q 測定結果のお知らせの郵送を希望する場合、何日で届きますか。

A 郵送の場合、測定の翌日以降の平日に発送手続きをします。そこから郵便配達に必要な日数で決まります。(土日祝日をはさまなければ、日中の投函で1～2日が目安ですが、郵便局の事情により異なります。)